

令和5年第2回

初山別村議会
定例会会議録

初山別村議会

令和 5 年第 2 回初山別村議会定例会会議録（第 1 号）

招 集 年 月 日	令 和 5 年 6 月 2 0 日
招 集 場 所	初山別村議会議場
開 会	令 和 5 年 6 月 2 0 日 午 前 1 0 時 5 分 宣 告
応 招 議 員	1 番 加 藤 一 裕 3 番 鎌 田 健 治 4 番 齊 藤 勝 博 5 番 長 谷 川 幸 廣 7 番 三 谷 博 子 8 番 木 村 健 一
不 応 招 議 員	なし
出 席 議 員	応招議員と同じ
欠 席 議 員	2 番 高 場 志 津 子
地方自治法第 121 条の 規定により説明のため 出席した者の職・氏名	村 長 宮 本 憲 幸 教 育 長 大 水 秀 之 監 査 委 員 荒 木 隆 農 業 委 員 会 長 立 田 幸 男 選挙管理委員会委員長 立 田 康 雄
本会議に職務のため 出席した者の職・氏名	副 村 長 宇 野 要 企画振興室長 佐 藤 公 彦 総 務 課 長 加 藤 明 彦 住 民 課 長 小 川 志 鏡 経 済 課 長 寺 崎 廣 輝 主 任 技 師 長 谷 川 孝 之 教育委員会 大 西 孝 幸 農 業 委 員 会 寺 崎 廣 輝 教 育 次 長 事 務 局 長 選挙管理委員会 加 藤 明 彦 事 務 局 長
村 長 提 出 議 案 名	別添議事日程表のとおり
議 員 提 出 議 案 名	別添議事日程表のとおり
議 事 日 程	議長は議事日程を末尾添付のとおり報告した。
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の 2 人を指名した。
	3 番 鎌 田 健 治 4 番 齊 藤 勝 博
会 議 の 書 記 氏 名	事務局長 大 井 英 世 書 記 岩 井 陸
そ の 他	な し

村 長 議 会 招 集 挨 拶	
議長 木村健一 君	
村長から議会招集の挨拶の申し入れがありますので、これを許します。村長。	
村長 宮本憲幸 君	
令和５年第２回初山別村議会定例会の開会に際しまして、議会招集の挨拶を申し上げます。	
新緑の季節を迎え、議員の皆様方には、何かとご多用のところ定例議会を招集いたしました、議員各位のご出席のもとに、本日開催されますこと厚くお礼を申し上げます。	
６月も中旬に入り、万物躍動の季節となり、各種産業や様々な地域活動も徐々に活発化して参りました。コロナウイルス感染症は、これまでとは違う段階になりましたが、基本的な感染防止対策に配慮しながら、経済活動の両立を図り、徐々に元の暮らしを取り戻して行ければと考えるところです。 さて、５月３１日をもちまして出納閉鎖をいたしました令和４年度の各会計につきましては、求められる各施策を推進する中、健全財政を維持しながら決算できるような状況であり、議会の皆様のご理解、ご指導の賜と深く感謝を申し上げる次第であります。 今定例議会に提案いたしました案件は、補正予算を含め１１件であります。 単行議案は、同意案件としまして、７月１１日をもちまして任期満了となります、固定資産評価審査委員会委員に江端由佳里氏を再任致したく存じますし、農業委員会委員の任命については、１０名の農業委員の任命を致したく提案しておりますので、ご同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。 また、人権擁護委員の推薦につきましては、引き続き永井範子氏を推薦致したく諮問しております。その他単行議案２件、報告１件の外、一般会計及び特別会計４会計の補正予算につきましては、事業費の追加などの補正をお願い致しております。 それぞれの案件につきまして上程の際、詳細説明いたしますので、ご審議の上、ご承認、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、議会招集の挨拶といたします。 何分宜しくようお願い申し上げます。	
開 会 ・ 開 議	
議長 木村健一 君	
２番高場志津子君から、会議規則第２条の規定により、欠席届けの通知があります。	
ただいまの出席議員数は６名で定足数に達しておりますので、令和５年第２回初山別村議会定	

例会を開会します。
これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。
日程第１ 会議録署名議員の指名
議長 木村健一 君
日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２３条の規定により議長より指名します。
３番鎌田健治君、４番斉藤勝博君、両名を指名します。
日程第２ 会 期 の 決 定
議長 木村健一 君
日程第２ 会期の決定を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期については議会運営委員会において協議しておりますので、議会運営委員長の発言を求めます。加藤委員長。
議会運営委員長 加藤一裕 君
ただ今、議長より指名がありましたので、報告いたします。議長から本定例会の会期等の諮問を受け、去る６月９日に議会運営委員会を招集し、議会運営について協議を行いました。
協議の結果、案件等を勘案し会期を本日から６月２１日までの２日間といたしました。
以上、報告を終わります。
議長 木村健一 君
お諮りします。本定例会の会期は、只今議会運営委員長の発言どおり本日から６月２１日までの２日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、会期は本日から６月２１日までの２日間に決定しました。
日程第３ 諸 般 の 報 告
議長 木村健一 君
日程第３ 諸般の報告を行います。

事務局長に朗読させます。大井事務局長。
事務局長 大井英世 君
第2回初山別村議会定例会諸般の報告
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
これで諸般の報告を終わります。
日程第4 行政報告・村政執行方針等
議長 木村健一 君
日程第4 行政報告・村政執行方針等であります。村長、教育長から発言を求められておりますので、順にこれを許します。
先に村長から行政報告を行います。村長。
村長 宮本憲幸 君
令和5年第2回初山別村議会定例会の行政報告につきましては、お手元にお配りしております資料の順に従いまして、報告申し上げます。
1の令和4年度各会計決算見込みにつきましては、第1回定例議会におきましてその概要を報告いたしておりますほか、各議会提案時に主な内容を説明しておりますので重複は避けまして、各会計毎に報告申し上げます。
(1) 一般会計 ①予算対比であります。当初予算額23億1,000万円に対し、11回の補正を行い、歳入歳出総額を27億9,426万4千円といたしております。当初予算に対し、金額で4億8,426万4千円、率にして21.0%の増となっております。令和4年度の予算執行に当たりましては、経常経費の節減に努めたほか、歳入におきましては、国・道補助金の特定財源は、概ね予算で見込んだ額が確保されております。②歳入総額は、令和3年度繰越明許分並びに令和4年度分の合計で27億1,134万8,816円であります。歳入の大半を占める地方交付税は、当初予算に対し2億7,554万7千円の増となり、減債基金について年度中に1億2,000万円を繰入れたものの、当初計上していた財政調整基金及び公共施設等整備基金の繰入を取り止め、年度末には公共施設等整備基金に1億2,292万5千円を積み立てることができております。③歳出総額は、令和3年度繰越明許分並びに令和4年度分の合計で26億7,695万8,677円であります。主な事業としては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した、農漁業及び商工業に係る経営継続支援事業、肥料・飼料価格

高騰緊急対策支援事業、地域経済応援事業、岬センター Wi-Fi 環境整備事業、水道使用料軽減事業、学校給食等負担軽減事業などを。交付金事業のほかには、一般廃棄物処理施設整備事業、天文台改修事業、大高橋補修事業、明里地区テレビ共同受信施設改修事業、初山別 5 条線道路排水改修事業、除雪ドーザー車購入事業、公共土木施設災害復旧事業などを実施しているほか、繰越明許事業として、村営住宅長寿命化改修事業ほか 3 事業を実施しております。④差引残額では、合計で 3, 439 万 139 円となっており、令和 5 年度へ繰り越いたします。また、⑤財政調整基金現在額は 5 月 31 日現在で 11 億 2, 119 万 3, 822 円であります。 次に(2)の国民健康保険特別会計の決算見込みであります。歳入総額 1 億 9, 386 万 6, 437 円に対し、歳出総額 1 億 8, 671 万 2, 708 円で、差引残額 715 万 3, 729 円の歳計剰余金の見込みであります。剰余金のうち地方財政法の規定により、特定財源を除く、2 分の 1 以上の 360 万円を財政調整基金に積み立てることとし、翌年度への繰越額は、35 万 3, 729 円の見込みであります。なお、5 月 31 日現在の財政調整基金額は 6, 028 万 8, 783 円であります。 (3)の介護保険特別会計であります。歳入総額 1 億 8, 979 万 1, 305 円に対し、歳出総額 1 億 8, 030 万 8, 416 円で、差引残額 948 万 2, 889 円の歳計剰余金の見込みであります。剰余金のうち、地方財政法の規定により、特定財源を除く、2 分の 1 以上の 480 万円を財政調整基金に積み立てることとし、翌年度への繰越額は、468 万 2, 889 円の見込みであります。なお、5 月 31 日現在の財政調整基金額は、5, 340 万 5, 676 円あります。 (4)の後期高齢者医療保険特別会計であります。歳入総額 2, 218 万 9, 752 円に対し、歳出総額 2, 204 万 8, 922 円で、差引残額 14 万 0, 830 円の歳計剰余金の見込みであります。 次に、(5)簡易水道事業特別会計であります。歳入総額 1 億 6, 229 万 244 円に対し、歳出総額 1 億 6, 087 万 6, 379 円で、差引残額 141 万 3, 865 円の歳計剰余金の見込みであります。なお、5 月 31 日現在の計量器分財政調整基金額は、1, 074 万 215 円あります。 (6)農業集落排水事業特別会計であります。歳入総額 1 億 331 万 5, 647 円に対し、歳出総額 1 億 243 万 5, 056 円で、差引残額 88 万 591 円の歳計剰余金の見込みであります。なお、5 月 31 日現在の償還基金額は、4, 263 万 163 円となっております。 2 の農作物生育状況及び漁業生産状況についてであります。始めに、農作物の生育状況につ

いて申し上げます。今年3月の気温は、平年より高く経過したことにより、融雪は順調に進み、
融雪期は平年より15日早い3月22日となりました。融雪後の天候は、最高気温が低い期間が
ありましたが、積算気温は平年より高く、ほ場の乾燥が進み、耕起作業は順調に行われました。
水稻のは種期は、4月20日と平年並で、出芽期は平年より1日早くなり、苗の生育状況は概ね
平年並みに推移しました。移植期は、平年より1日早く5月20日で、移植後は、気温が平年よ
り低い時期があったものの、活着期は平年より1日早まりました。6月1日現在の稲の生育は、
5月下旬の低温や強風により、平年より1日遅れとなっております。
畑作物の6月1日現在の生育状況ですが、秋まき小麦は、融雪後の生育は順調で、平年より4
日進み、春まき小麦は、は種期は平年より6日早く、生育も平年より1日進んでおります。
また、豆類のは種作業の進捗状況は、大豆は平年より1日早く、小豆は平年より3日早まって
いる状況です。
農作物は、いずれも概ね順調に生育が進んでおりますが、今後も気象情報に注意し、適正な肥
培管理と病害虫防除に努めるよう関係機関と連携をとりながら、指導の徹底に努めてまいります。
次に、漁業生産状況であります。資料の表をご覧ください。
5月末現在の水揚げの合計は、数量 333t、金額1億8,805万9千円で、前年と比較
して、数量95.6%、金額140.7%であります。
主力魚種である「たこ」の水揚げは、数量で対前年比130.6%、金額で175.3%で、
数量、金額ともに前年を大きく上回っており、好調な水揚げを保っております。ほたて稚貝の水
揚げは、対前年比数量で94.8%、金額で108.2%で、平年並となっております。
漁業においては、新型コロナの影響により低迷していた魚価は、回復傾向にありますが、未だ
低迷している魚種もあり、経営安定のためにも、今後の漁獲量並び魚価の回復を願うものであり
ます。
3の令和4年度岬センター等の利用状況について申し上げます。
岬センターの利用者数は、研修室2,458人、比較で175.9%、入浴者2万6,420
人、比較で106.1%、宿泊者7,630人、比較で109.9%、一般食堂1万1,013
人、比較で101.4%、総数では4万7,521人、比較で107.8%であります。公園施
設は、2,914人、比較で96.1%となっております。
道の駅・ともしびの利用者数は、軽食喫茶11,111人、バーベキュー2,494人、展示
売店6,662人、利用者合計は、2万267人、比較で142.4%であります。
4の令和5年度建設工事等の発注状況について申し上げます。

(1) 5月31日現在の土木・建築工事につきましては、土木工事が発注済13件で、1億1,102万3千円、発注率53.1%、建設工事は、発注済1件で、2,216万5千円、発注率は、93.1%であります。土木・建築工事の計では、発注済14件で、1億3,318万8千円、発注率は、57.2%であります。委託業務は発注済み3件で2,220万4千円、発注率は、58.9%であります。
(2) 水道・農業集落排水工事では、工事の発注済はありません。委託業務は、発注済2件で1,913万7千円、発注率は、73.2%であります。
以上で行政報告を終わります。
議長 木村健一 君
次に、村政執行方針をお願いします。村長。
村長 宮本憲幸 君
令和5年度村政執行方針
別紙について朗読あり記載省略
議長 木村健一君
暫時休けいします。
(休憩 午前11時28分 再開 午前11時45分)
議長 木村健一 君
休けい前に引き続き会議を開きます。
次に、教育行政執行方針を願います。教育長。
教育長 大水秀之 君
令和5年度教育行政執行方針
別紙について朗読あり記載省略
議長 木村健一 君
以上で行政報告・村政執行方針等を終わります。
暫時休けいします。
(休憩 午後12時02分 再開 午後 1時10分)
議長 木村健一 君
休けい前に引き続き会議を開きます。
日程第5 一 般 質 問

議長 木村健一 君
日程第5 一般質問を行います。
議長あて通告のあった一般質問は、お手元に配布しております一般質問通告一覧表のとおりであります。
発言時間について申し上げます。本日の一般質問についての各議員の発言は、会議規則第55条の規定により質問開始から60分以内とします。
発言を許します。7番三谷博子君。
7番 三谷博子 君
初山別村における再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用に関する取組みについて村長に伺います。
2023年5月18日、議員控室において副村長、企画振興室から、新規の陸上風力発電事業計画についての説明があった。村としても推進する意向を示しているこの事業の村に関する部分では、2030年までに共成・大沢地区に風車を30基建設するという内容であった。既に5月27日に住民への説明会を終えている。村としての住民に対する説明会は開催されていないがどのように考えるか。
現在、村にガイドラインがあるのは小型風力発電に関するものだけであり、内容の大部分を事業者の自主性に任せていて、違反したものが出てきた場合の対応は、その時に検討することとなっている。本村では最近になって小型風車の建設も増えてきており、今後、風力発電以外の設備が設置されることも考えられ、村民に不利益が生じない為に、又、次世代に負の遺産を残さない為にも、個人の責任・村の責任・事業者の責任を明確にした、再生可能エネルギー発電設備の設置と運用に関する基準を示した条例の策定を早急に行う必要があると考えるが、村としてのこれからの取組みを伺う。
村長 宮本憲幸 君
議長。
議長 木村健一 君
村長。
村長 宮本憲幸 君
三谷議員の「初山別村における再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用に関する取組について」のご質問にお答えします。国は東日本大震災以降、電源を多様化するため再生可能エネルギーの導入を進めているところであり、再生可能エネルギーは、利用時に温室効果ガスであ

る、二酸化炭素の排出が少ないため、化石燃料の代替として地球温暖化対策に大きく貢献するものと期待されております。導入のメリットとして、温室効果ガスの削減のみならず、エネルギー自給率の向上、非常時のエネルギー確保など多岐にわたります。
本村におきましても、近年、風力発電設備の建設が増加傾向にあるところであり、平成30年1月に小型風力発電を設置しようとする事業者に対して、村民の理解を得るため取り組むべき事項を定めた「小型風力発電施設等の設置に関するガイドライン」を作成し、遵守を求めているところであります。
先般、行われました事業者による住民説明会につきましては、設置事業者が工事計画の届け出前に環境評価を行う義務を課せられていることから、評価書の作成に当たって、調査する項目、調査方法等の説明が行われたものであります。国の事業計画策定ガイドラインにおきましては、事業者は、設置する地域から理解を得るよう努めなければならないとされており、理解を得ることなく進められた事業は、国からの指導や助言の対象となるとされております。
事業者が運用開始を目指す2030年までに、村民や村からの意見聴取があるものと思われ、村としても、住民説明会の実施を求めていくとともに、建設計画等について疑義が生じた場合にあっては、事業者への意見書の提出、また、必要に応じて村が主体となった説明会の開催も検討してまいりたいと考えます。再生可能エネルギー発電設備の設置と運用に関する基準を示した条例の必要性についての村としての今後の取り組みであります。再生可能エネルギーの導入を進めることは、非常に意味のあることですが、ふさわしくない場所で施設の設置が進めば、希少な動植物が多く生息する自然豊かな村の価値が失われ、観光客の減少などにつながる恐れもあります。近年、こうした背景から道内でも設置に係るトラブルも発生しており、発電施設の乱立や関係法令を遵守しない事業者の出現など、様々な問題が想定されることから、本村においても、今後、国や道の動向を見ながら、その必要性に応じて条例の制定について検討してまいりたいと考えます。
7番 三谷博子 君
議長。
議長 木村健一 君
7番三谷博子君。
7番 三谷博子 君
今の回答の中に、村としての説明会を状況に応じて行うことも考えているとありましたが、その他にも住民広報の中で、今、村で起こっていることなど伝えることも重要ではないかと思いま

す。今日午前中の執行方針の中に、住民広報について村民と情報を共有できるようにと書いてありましたので、説明会だけでなく広報の中でもその旨を広く知らせて欲しいと思いますが、これについての考えを教えてください。
村長 宮本憲幸 君
議長。
議長 木村健一 君
村長。
村長 宮本憲幸 君
この事業計画そのものが進むにつれて、中身、進捗状況もわかってくると思います。最終的には住民の皆さんにプラスになるような事業ということが必要になるわけです。当然その内容の周知の仕方については、単に説明会ということだけではなく、あらゆる情報を住民の皆さんに開示できるものは開示していくということが求められる場合も出てくると思いますので、その時は考えていきたいと思っています。
7 番 三谷博子 君
議長。
議長 木村健一 君
7 番三谷博子君。
7 番 三谷博子 君
脱炭素社会に向けた北海道・札幌宣言の中に、省エネの最大限の導入が明記され道内と本州を結ぶ海底送電線の整備をし、洋上風力などの再エネルギーを供給するとしています。このことから今後本村でもさらに小型風力の建設や、風力発電以外の設備の設置が増えることが予想されます。問題が起きてからではなく、起こるだろうことを想定して再生可能エネルギー発電設備の設置と運用に関する基準を示した条例を策定する必要があると思います。設置されてしまったものに対してあとから条例をつくっても何の効力も無く、事前に用意してこそその条例ではないかと思います。どうでしょうか。
村長 宮本憲幸 君
議長。
議長 木村健一 君
村長。
村長 宮本憲幸 君

課題を整理してお話ししたいと思います。今出てきている風力発電の計画というのが、議員が言われたように国としては、北海道と本州を結ぶ新たな海底ケーブルを設置したりというような方向性にあるわけです。当然事業者の皆さんは、このケーブルに接続するためにいろいろな地域に発電計画をもっている。その中で有効地域として石狩から南側で海洋風力含めて5カ所、有効地域になりました。これは恐らく有効地域の風力もこの海底ケーブルができたあかつきには、当然そこに、送電線に繋ぐというところを目指してやっているはずです。今回の道北地域の発電計画も留萌地域北部という位置付けになってますが、初山別村、遠別町、天塩町の北部地域にこの計画を立ててなんとか送電網に繋ぐことができないか、というような計画になっています。その中で国の事業計画の策定、ガイドラインというものが既にありまして。そのガイドラインの中には当然地域の声を聞く、地域の住民の皆さんにいろいろな情報を提供してその環境の評価を頂くことになっておりまして、一時的にはそこでもってガイドラインの中で4段階ありますから、一つは配慮書、その次の段階には方法書、次は準備書、次が評価書、この4段階の中でいろいろ地域のみなさんの声を聞いたり、行政機関の意見を聞いたりということは出てきますので、その段階で当然一定程度の抑えがきくような、そういう仕組みになっているということでもあります。そこで今、見極めなければいけないのは海底ケーブルの敷設計画がどうなっているのか、石狩になるのか、石狩と本州なのか、あるいは道北地区までくるのか、せっかく作っても送電できないとはなりませんので、そこが事業者の皆さんにとっても一つの大きなポイントになってくるかと思っています。

また小型風力発電に関してましては、送電網とは別でして、議員もご理解してと思いますけれども、小型の部分については、ほくでんさんへの受け入れが可能という位置づけになりますので、そのことと大型風力発電計画とは若干違ってくるというように思います。

7番 三谷博子 君

議長。

議長 木村健一 君

7番三谷博子君。

7番 三谷博子 君

先般、豊岬地区で小型風力発電の設置に向けての動きがありました。その時に、個人の土地なので介入していくのは難しいとお聞きしました。やはりガイドラインはあくまでもガイドラインでしかないと思います。これから先問題が起こるのは5年先、10年先あるいは20年先、その時は契約者や事業者ではなく相続人かもしれない。また、事業者も会社も存在しないかもしれな

い。そういった中で起こりうる問題に対して、やはりガイドラインではなく法として拘束力があり基本方針や方向性を示す力の強い村の条例が必要なのではないかと思います。また、今設置されている初山別村の風車の中にも、数字は確かではありませんが有明2基、第一栄2基、第三栄3基、初山別に2基ありますがその中には、畑に隣接しているものや、もし倒壊した場合国道にかかってくるだろうと思われるものも設置されております。こうやってできてしまったものに対しては、あとから何を言ってもしょうがないということです。その前に、きちんとした条例を作ってあらゆる問題から住民や通行者を守るといった方向で、法的な拘束力のある条例を作るべきではないかと思いますがどうでしょうか。
村長 宮本憲幸 君
議長。
議長 木村健一 君
村長。
村長 宮本憲幸 君
既に村内に建っております小型の部分については、村のガイドラインの中で適切な対応をしていなければなりませんし、業者とその辺の話しというのは引き続きしていかななくてはなりませんし、建てて終わりではなく、繋がりというのは求められてくるだろうと思っております。大型風車については、留萌北部地域については、北部3町村の自治体が設置の場所となっておりますので、今、道内の中でも条例を設置する、あるいはガイドラインを作っても個別の自治体のみでなく、広域的に立てるものですから決して十分ではない場合、あるいはバランスが非常に欠けているというケースもあるというふうに伺っています。一つのエリアとして、関係する各町村間で十分その辺の話しをして、例えば条例、ガイドラインを作るということであれば一定の共通化ということも必要ですし、あるいはそういうこと自体も地方自治体、町村のみでやるということがどうなのかという議論もすでに出ています。というのは広域自治体の北海道が先頭に立ってそういったことの課題を検討していくことが必要ではないかという声もあります。その辺につきましては単に村だけルールを作るということではなく、広域的な視点も含めた中で検討していくのが必要ではないかと思います。
7番 三谷博子 君
議長。
議長 木村健一 君
7番三谷博子君。

7 番 三谷博子 君
風力発電の台風による倒壊や、油漏れを起こした時の被害などを考えますといろいろな状況もありますが、村でも実態調査を行うことができる、立ち入り検査ができる、関係者に質問することができる、助言することが出来る、勧告を命ずることができる、公表することができるといった効力のある条例が有効かと思います。
被害につきましては参考までに、油漏れを起こした場合風速10mで風下に200～300mは飛ぶと言われてますし、風速15メートルでは風下1kmに及ぶとも言われております。このために起こる農作物の被害、土壌汚染、海洋汚染、そのことを考えれば、もう少し、早め早めに対処できるよう、今のガイドラインを見ましてもまだ改良する余地があるのではないかと思います。また、200m離れた所に幼稚園や学校、保育施設、病院などの保健福祉施設があっても、200m離れていれば建てられるというのも、私は疑問に思います。いろいろな面を想定しながら早め早めに、ガイドラインや条例を考えて欲しいと思います。
以上質問を終わります。
議長 木村健一君
これで一般質問を終わります。
暫時休けいします。
(休憩 午後 1時38分 再開 午後 2時10分)
議長 木村健一君
休けい前に引き続き会議を開きます。
日程第6 同 意 第 4 号
議長 木村健一君
日程第6 同意第4号 固定資産評価委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。
提出者からの説明を求めます。加藤総務課長。
総務課長 加藤明彦 君
同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。
記

住所	初山別村字有明 1 7 5 番地 4
氏名	江端 由佳里
生年月日	昭和 5 1 年 5 月 2 1 日
	令和 5 年 6 月 2 0 日提出
	初山別村長 宮 本 憲 幸
江端委員におきましては、7 月 1 1 日に任期満了となりますことから、再任致したくご同意願	
いますよう提案いたすものでございます。以上で説明を終わります。	
議長	木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。	
(質疑なし)	
議長	木村健一 君
質疑がないようですので、これで質疑を終わります。	
お諮りします。本件は人事案件ですので、討論を省略し直ちに採決してご異議ありませんか。	
(異議なしの声多数あり)	
議長	木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。この採決は起立によって行います。	
本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。	
(起立全員)	
議長	木村健一 君
起立全員です。同意第 4 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつ	
いては、同意することに決定しました。	
日程第 7 同 意 第 5 号	
議長	木村健一 君
日程第 7 同意第 5 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題としま	
す。なお、地方自治法第 1 1 7 条の規定によって、議長、除斥となりますので、退席します。	
副議長と交代のため暫時休憩します。	
(休憩 午後 1 時 3 8 分 再開 午後 1 時 3 9 分)	
副議長	三谷博子 君
休憩前に引き続き会議を開きます。	

提出者から説明を求めます。加藤総務課長。	
総務課長 加藤明彦 君	
同意第5号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。	
記	
住所	初山別村字明里977番地
氏名	長谷川 清孝
生年月日	昭和59年11月25日
住所	初山別村字有明1197番地
氏名	舟見 孝弘
生年月日	昭和42年4月19日
住所	初山別村字共成133番地1
氏名	渡辺 一光
生年月日	昭和34年2月3日
住所	初山別村字共成133番地20
氏名	秋山 哲也
生年月日	昭和41年4月20日
住所	初山別村字有明1295番地1
氏名	立野 保治
生年月日	昭和34年7月4日
住所	初山別村字栄357番地
氏名	山本 誠
生年月日	昭和55年3月8日
住所	初山別村字明里1413番地
氏名	立田 幸男
生年月日	昭和34年1月13日
住所	初山別村字千代田40番地2
氏名	木村 正志
生年月日	昭和37年5月12日

住所	初山別村字明里 1 4 8 番地 2
氏名	田澤 己榮樹
生年月日	昭和 3 3 年 4 月 3 0 日
住所	初山別村字千代田 2 1 番地 1
氏名	木村 茂
生年月日	昭和 4 1 年 8 月 1 8 日
令和 5 年 6 月 2 0 日提出	
初山別村長 宮 本 憲 幸	
農業委員につきましては、法第 8 条の規定により、農業に関する識見を有し、農地利用の最適化推進、その他農業委員会所管事項の職務を、適切に行うことができる者のうちから、市町村長が議会の同意を得て任命することとされております。記載の方々につきまして、ご同意賜りますよう提案致しますのでございます。以上で説明を終わります。	
副議長 三谷博子 君	
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。	
(質疑なし)	
副議長 三谷博子 君	
質疑がないようですので、これで質疑を終わります。	
お諮りします。本件は人事案件ですので、討論を省略し直ちに採決してご異議ありませんか。	
(異議なしの声多数)	
副議長 三谷博子 君	
異議なしと認めこれより採決します。この採決は起立によって行います。	
本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。	
(起立全員)	
副議長 三谷博子 君	
起立全員です。同意第 5 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。	
暫時休憩します。	
(休憩 午後 1 時 4 2 分 再開 午後 1 時 4 3 分)	
議長 木村健一 君	
再開します。	

日程第 8 諮 問 第 1 号	
議長 木村健一 君	
日程第 8 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。	
提出者から説明を求めます。小川住民課長。	
住民課長 小川志鏡 君	
諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	
人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。	
記	
住所	初山別村字初山別 1 8 3 番地 8
氏名	永井 範子
生年月日	昭和 2 9 年 8 月 5 日
令和 5 年 6 月 2 0 日提出	
初山別村長 宮 本 憲 幸	
永井氏は、本年 9 月 3 0 日に任期満了を迎えるため、再度推薦致したく議会の意見を求めるものでございます。なお任期は、令和 5 年 1 0 月 1 日から令和 8 年 9 月 3 0 日までの 3 年間でございます。以上で説明を終わります。	
議長 木村健一 君	
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。	
(質疑なし)	
議長 木村健一 君	
質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。	
お諮りします。本件は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。	
(異議なしの声多数あり)	
議長 木村健一 君	
異議なしと認めます。	
諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり答申することに決定しました。	

日程第 9 報 告 第 1 号	
議長 木村健一 君	
日程第 9 報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。	
説明を求めます。加藤総務課長。	
総務課長 加藤明彦 君	
報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書について	
令和 4 年度初山別村一般会計の繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第 1 4 6 条	
第 2 項の規定によりこれを報告する。	
令和 5 年 6 月 2 0 日報告	
初山別村長 宮 本 憲 幸	
別紙について朗読説明あり記載省略	
議長 木村健一 君	
説明が終わりました。本件は報告事項であります。特に質疑があればこれを許します。	
(質疑なし)	
議長 木村健一 君	
質疑がないようですので、報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書については以上で報告済みとし	
ます。	
日程第 1 0 議 案 第 2 6 号	
議長 木村健一 君	
日程第 1 0 議案第 2 6 号 村医等の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
を議題とします。	
提案理由等の説明を求めます。小川住民課長。	
住民課長 小川志鏡 君	
議案第 2 6 号 村医等の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
村医等の設置に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように制定するものとする。	
令和 5 年 6 月 2 0 日提出	
初山別村長 宮 本 憲 幸	
提案理由 医師確保及び診療体制の安定を図るため、所要の改正をしようとするものである。	

別紙について朗読説明あり記載省略	
議長 木村健一 君	
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。	
(質疑なし)	
議長 木村健一君	
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。	
(異議なしの声多数あり)	
議長 木村健一君	
異議なしと認め、これより採決します。	
議案第 2 6 号 村医等の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。	
(異議なしの声多数あり)	
議長 木村健一君	
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。	
日程第 1 1 議 案 第 2 7 号	
議長 木村健一 君	
日程第 1 1 議案第 2 7 号 中峰橋補修工事請負契約の締結についてを議題とします。	
提案理由等の説明を求めます。寺崎経済課長。	
経済課長 寺崎廣輝 君	
議案第 2 7 号 中峰橋補修工事請負契約の締結について	
令和 5 年 6 月 9 日指名競争入札に付した中峰橋補修工事について、次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。	
記	
1 契約の目的	中峰橋補修工事
2 契約の方法	指名競争入札による契約
3 契約金額	9 1, 8 5 0, 0 0 0 円
4 契約の相手方	苫前郡初山別村字初山別 5 4 番地

初山別土建株式会社
代表取締役 麻 里 隆 三
令和 5 年 6 月 2 0 日提出
初山別村長 宮 本 憲 幸
提案理由 契約の予定額が5千万円を超えるため、議会の議決に付すものである。
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませ
んか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第27号 中峰橋補修工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することにご異
議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
暫時休けいします。
(休憩 午後 1 時 5 5 分 再開 午後 2 時 1 5 分)
議長 木村健一 君
休けい前に引き続き会議を開きます。
日程第12 議 案 第 2 8 号
議長 木村健一 君
日程第12 議案第28号 令和5年度北海道初山別村一般会計補正予算(第1号)を議題と
します。
提案理由の説明を求めます。加藤総務課長。
総務課長 加藤明彦 君

議案第 28 号 令和 5 年度北海道初山別村一般会計補正予算（第 1 号）について
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、質疑の方法についてお諮りします。
本案についての質疑は歳出を先にし、歳出の質疑終了の後歳入に移ってご異議ありませんか。
（異議なしの声多数あり）
議長 木村健一 君
異議なしと認め、本案に対する質疑は歳出を先にし、歳出の質疑終了の後歳入に移ることにします。質問される議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。
これより歳出の質疑を行います。10 ページからです。
4 番 齊藤勝博君 君
議長。
議長 木村健一 君
4 番齊藤勝博君君。
4 番 齊藤勝博 君
10 ページ 5 目 企画費 12 節 委託料
22 ページ 3 目 岬センター運営費 10 節 需用費
国道花壇管理業務委託料ですが、昨年までは町内会単位で花壇の管理をしていましたが、今度高齢者事業団で管理するのか、それとも従来通り町内会で管理するのか教えて下さい。
オーロラ改修後の質問です。改修後、いつだれがどのような形で営業するのか教えて下さい。
企画振興室長 佐藤公彦 君
議長。
議長 木村健一 君
佐藤企画振興室長。
企画振興室長 佐藤公彦 君
国道花壇管理業務委託料について回答します。昨年度より一部の町内会で花壇の管理が困難になってきたとの相談がありまして、今年度より植栽、撤去につきましては町内会で行うこととし、水やりについては役場の企画振興室で行うこととしています。その他、雑草除去等などの維持管理につきまして、高齢者事業団に委託するものとしております。以上です。
経済課長 寺崎廣輝 君

議長。
議長 木村健一 君
寺崎経済課長。
経済課長 寺崎廣輝 君
オーロラ改修の今後の計画ですけれども、豊岬地区の在住の方で1名営業の申し出がきております。それを営業するために、今回改修とW i - F i の接続の予算を計上しております。改修が終了したのち7月上旬くらいには営業を開始すると聞いております。
営業の方法につきましては、日中は地域の集う場所として喫茶なりを営業し、夜は、宴会の予約等があった場合は、事前予約等になるか定かではありませんが営業を実施するということを聞いております。
2 番 三谷博子 君
議長。
議長 木村健一 君
2 番三谷博子君。
2 番 三谷博子 君
1 1 ページ 1 1 目 生活支援システム管理費 1 1 節 役務費
1 6 ページ 3 目 環境衛生費
2 4 ページ 1 目 公園費 1 0 節 需要費
6 月 1 1 日に緊急通報メールがありました。浦河沖での地震速報でしたが、村では震度 1 の報道がありました。村としての対応はどうだったのか教えて下さい。
補正はなかったが、ゴミ袋の一般ゴミ 4 0 L がセイコーマートで、生産が追いついていない為在庫切れですとメモが貼ってあり 2 ヶ月ほど経ちます。これに関して、いつ頃売ってもらえるのか教えて下さい。
修繕料として塀の部分が補正されたが、水辺の楽校の遊具の滑り台と学校の中庭の遊具が壊れたままになっております。春になって子ども達が遊べなく困っております。この修繕はいつ頃になるのか教えて下さい。
企画振興室長 佐藤公彦 君
議長。
議長 木村健一 君
佐藤企画振興室長。

企画振興室長 佐藤公彦 君
一点目、6月11日夕方の初山別村震度1の地震についてですが、津波警報の発令を確認して振興局から何かありましたら役場の警備を通じて連絡がくることになっていますが、警報が発令されなかったことから振興局においても待機の要請がありませんでした。電話で確認し、企画振興室係内で協議しまして、津波の想定がないということで一時自宅待機しており、その後も警報の発令が引き続きなかったことから自宅待機を継続しておりました。
住民課長 小川志鏡 君
議長。
議長 木村健一 君
小川住民課長。
住民課長 小川志鏡 君
二点目の一般ゴミ袋40Lの関係ですが今現在、業者に発注しておりまして出来上がりが7月末ぐらいになるとのことで、連絡しまして、できたところから納品してもらえないかと確認している最中であります。皆さん生活に影響が起きるので早めにと考えております。それまでの間、20L、30Lと小さいですが代用して頂ければと考えております。できるまでお待ち頂きたいと思います。
経済課長 寺崎廣輝 君
議長。
議長 木村健一 君
寺崎経済課長。
経済課長 寺崎廣輝 君
水辺の楽校の遊具についてですが、点検を5月の連休前に、担当係長に指示したところですが、水辺の楽校の遊具が使えないと報告を受けておりませんでしたので、再度確認し対応致します。
教育次長 大西孝幸 君
議長。
議長 木村健一 君
大西教育次長。
教育次長 大西孝幸 君
学校校庭の遊具に関してですが、小学校校庭にある複合遊具ですが、令和4年度中に遊具の危険判定を専門業者に点検いただいたところ複合遊具の一部、滑り台の部分が危険遊具と判定され

ましたので、去年の秋以降、使用禁止となっています。危険遊具の部分修繕ができない状況でありますので撤去しか方法がない状況ですが、撤去自体大規模な作業になるものですから学校の長期休業中を利用した形で考えており、今年度当初予算で撤去費用を予算計上しています。以降の新設の遊具等については、現時点では管理上の部分から、他町村でもそうですが、学校の敷地内への再設置につきましては、今のところ難しい点もあり予定がありません。残された一部の遊具は危険判定されておりませんので残していきたいと考えておりますが、危険判定された部分に関しては、撤去の方法で考えております。以上です。
1 番 加藤一裕 君
議長。
議長 木村健一 君
1 番 加藤一裕君。
1 番 加藤一裕 君
1 1 ページ 1 4 目 過年度支出金 1 7 節 備品購入費
先般、教育委員会から説明を受けたところでございますがチェック体制が不十分で、どう考えているのかご説明願います。
教育次長 大西孝幸 君
議長。
議長 木村健一 君
大西教育次長。
教育次長 大西孝幸 君
先日もご説明させていただきました通り、今後のチェック体制につきましては厳格な作業のものと進めて参りたいと思います。以上です。
3 番 鎌田健治 君
議長。
議長 木村健一 君
3 番 鎌田健治君。
3 番 鎌田健治 君
2 1 ページ 4 目 農林水産物直売所運営費 1 7 節 備品購入費
カシオペアのシャッターを改修することだと思いますが、もう営業をしていると聞きました。それについて全然PRもなく、村なのか観光協会なのかははっきりしません。北極星もあり、その

絡みもあるのでご説明願います。
経済課長 寺崎廣輝 君
議長。
議長 木村健一 君
寺崎経済課長。
経済課長 寺崎廣輝 君
カシオペア営業の関係ですが、基本的に北極星の指定管理者の管理の範疇になっております。
指定管理者はしょさんべつ振興公社ですので、しょさんべつ振興公社に、前の料理長がカシオペアで営業をしたいとの申し出があり、その申し出に対して振興公社が許可を出して営業していくことになっております。PR的には村でやっているものはありませんが、今後北極星を含めてPRしていきたいと考えております。
3 番 鎌田健治 君
議長。
議長 木村健一 君
3 番 鎌田健治君。
3 番 鎌田健治 君
カシオペアの管理は岬センターとのことですが、今年から北極星も岬センターで管理ですね。
聞くとところによると、北極星は土日のみで、カシオペアは毎日営業するとのことですが教えて下さい。
経済課長 寺崎廣輝 君
議長。
議長 木村健一 君
寺崎経済課長。
経済課長 寺崎廣輝 君
北極星は、7 月以降、観光シーズンになりましたら平日も営業することになっております。
カシオペアは、指定管理者の営業日とは関係なく、借りている方が営業するという形になっております。
3 番 鎌田健治 君
議長。
議長 木村健一 君

3 番 鎌田健治君。
3 番 鎌田健治 君
観光客が来ている時は営業するのだろうとは思いますが、その辺の指導をきちんとしてほしい と思います。
副村長 宇野要 君
議長。
議長 木村健一 君
副村長。
副村長 宇野要 君
只今ご指摘いただいた件につきまして、カシオペアは北極星と連携した上で運営できるスタイルにしたいとお話しを伺いました。カシオペアでは海産物、海の幸を中心に人を呼び込み、北極星の方では麺類、ソフトクリーム等を重点として提供していきたくとお話しを伺いました。なお、双方の営業の連携を取るため7月より掲示をするなり、効率的に施設を見てもらう体制を含めて、受託事業者の方と管理も含めて検討しているところで、先ほど経済課長からも申し上げた通り、7月からの観光シーズンに向けて、現在対策を講じながら検討を進めている最中ですので今後の発展的な活動についてご理解頂きたいと思います。
7 番 三谷博子 君
議長。
議長 木村健一 君
7 番 三谷博子君。
7 番 三谷博子 君
25 ページ 1 目 住宅管理費 10 節 需要費
要望なんです、営繕の申し込み用紙が毎年きますが、いつ修繕を行ってくれるのかわからず、何年も同じ営繕の申し込みをしながら待っているという話をききます。前に1回だけ営繕の回答が返ってきたことがあるようですが、そういったように修理に関しては来年になりますなどと連絡をしてもらえないのでしょうか。それをやってくれるととても助かると思うのですが。
経済課長 寺崎廣輝 君
議長。
議長 木村健一 君
寺崎経済課長。

経済課長 寺崎廣輝 君
先日、上の方とも協議しまして今年度から営繕の要望があった場合、次年度に予算計上するものは次年度対応します、また、今年度早急に対応が必要なものは今年度対応します、来年度の予算の都合もありますので次年度もできなく次年度以降になるという部分についてもそれぞれ区分して、入居者の方に返答するような形で対応していくことを考えているところです。
議長 木村健一 君
他に質疑ございませんか。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
歳出の質疑がないようですので、歳入の質疑に移ります。3 ページからです。
1 番 加藤一裕 君
議長。
議長 木村健一 君
1 番 加藤一裕君。
1 番 加藤一裕 君
7 ページ 1 目 民生費貸付金元利収入 2 節 滞納繰越保育士等修学資金貸付金元利収入
入
繰越金の収入を見込んでいますが、先ほど令和 2 年度までに収入見込みであったという確認と、今後これは収入の見込みがあるということで理解してよろしいでしょうか。
住民課長 小川志鏡 君
議長。
議長 木村健一 君
小川住民課長。
住民課長 小川志鏡 君
滞納繰越分の修学資金償還金の関係ですが、令和 3 年 3 月末貸付を実行してまして、村の償還金条例でいくと 5 年働いたら全額免除、3 年働けば一部免除という形の償還金となっております。この対象となっている方ですが、令和 2 年末で貸付をしまして令和 4 年度途中で退職してしまい、そのまま実家のある登別市へ転出してまして、役場の方から文章を郵送しても宛先がありませんと返ってきておりまして、電話も呼び出すのですが出てくれない状況です。
今年の 5 月に管理係長と健康福祉係長の 2 名で実家のある登別市へ行ってきました。そこで本

人には会えませんでしたがお母さんと面談をしてきたところで、奨学金を返還してほしいという
お話しをしてきて、今後分納して下さいと用紙を渡してきております。その手続きに関してです
が、今連絡を取り合っている最中でございます。村としては１０８万円を是非お返ししていただ
きたいということで、令和４年度中に返してもらいますということで収入をあげたものを、年度
が変わって令和５年度に滞納繰越ということで収入の目を設けておこなっているところです。今後
についても当事者とお話しをしながら進めていきたいと考えております。
議長 木村健一 君
他に質疑ございませんか。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑ありませんか。
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありません
か。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第２８号 令和５年度北海道初山別村一般会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決
することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
暫時休けいします。
(休憩 午後３時００分 開始 午後３時１５分)
議長 木村健一 君
休けい前に引き続き会議を開きます。
日程第１３ 議案第２９号
議長 木村健一 君
日程第１８ 議案第２９号 令和５年度北海道初山別村国民健康保険特別会計補正予算（第１

号)を議題とします。
提案理由の説明を求めます。小川住民課長。
住民課長 小川志鏡 君
議案第29号 令和5年度北海道初山別村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑の方法は、歳入歳出一括質疑とします。
質問される議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第29号 令和5年度北海道初山別村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第14 議案第30号
議長 木村健一 君
日程第14 議案第30号 令和5年度北海道初山別村介護保険特別会計補正予算(第1号)
を議題とします。
提案理由の説明を求めます。小川住民課長。
住民課長 小川志鏡 君
議案第30号 令和5年度北海道初山別村介護保険特別会計補正予算(第1号)について

別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑の方法は、歳入歳出一括質疑とします。
質問される議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第 3 0 号 令和 5 年度北海道初山別村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 1 5 議 案 第 3 1 号
議長 木村健一 君
日程第 1 6 議案第 3 1 号 令和 5 年度北海道初山別村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。
提案理由の説明を求めます。寺崎経済課長。
経済課長 寺崎廣輝 君
議案第 3 1 号 令和 5 年度北海道初山別村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑の方法は、歳入歳出一括質疑とします。

質問される議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第 3 1 号 令和 5 年度北海道初山別村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 1 6 議 案 第 3 2 号
議長 木村健一 君
日程第 1 6 議案第 3 2 号 令和 5 年度北海道初山別村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。
提案理由の説明を求めます。寺崎経済課長。
経済課長 寺崎廣輝 君
議案第 3 2 号 令和 5 年度北海道初山別村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑の方法は、歳入歳出一括質疑とします。
質問される議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。
(質疑なし)
議長 木村健一 君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第 3 2 号 令和 5 年度北海道初山別村農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号) は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
お諮りします。議事運営上 6 月 2 1 日に審議を予定されております 3 件の案件につきましては、本日の日程に追加し議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、3 件の案件を追加し議題とすることに決定しました。
追加日程表配布のため暫時休けいします。
(休憩 午後 3 時 3 3 分 再開 午後 3 時 3 4 分)
議長 木村健一 君
再開します。
追加日程第 1 発 議 第 5 号
議長 木村健一 君
追加日程第 1 発議第 5 号 初山別村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題とします。
制定条例案は、お手元に配布しております諸般の報告に綴り込みのとおりであります。
本件につきましては、すでに全員協議会において説明済みでありますので、会議規則第 3 7 条に規定する議案等の朗読は必要がないものと認め、提出議員からの説明にとどめます。
提出理由等について説明をお願いします。1 番加藤一裕君。
1 番 加藤一裕 君

上程されました初山別村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について、ご説明いたします。
令和４年１２月に公布された地方自治法の一部を改正する法律に伴い、議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和についての、地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令等が令和５年３月１日から施行され、各会計年度において支払いを受ける、請負の対価の総額の上限額は３００万円とされました。
この改正を受け、議会における議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取組として、本条例を制定するものであります。
議員各位におかれましては、ご賛同下さるようお願いをし、提案理由の説明といたします。
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
提出議員は自席に着席願います。
これより採決します。
発議第５号 初山別村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
追加日程第２ 発 議 第 ６ 号
議長 木村健一 君
追加日程第２ 発議第６号 議員の派遣についてを議題とします。
お諮りします。議員の派遣については、お手元に配布のとおり派遣することにしたいと思いま

す。ご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。
よって、発議第 6 号 議員の派遣については、お手元に配布のとおり派遣することに決定しました。
追加日程第 3
議長 木村健一 君
追加日程第 3 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。
議会運営委員長及び総務経済常任委員長から委員会において、調査中の事件について会議規則第 7 4 条の規定によって、お手元に配布しております申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。
お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。
お諮りします。本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。
よって、会議規則第 6 条の規定により本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。
これで本日の会議を閉じます。
令和 5 年第 2 回初山別村議会定例会を閉会します。
(令和 5 年 6 月 2 0 日 午後 3 時 3 9 分)